

平塚市提案型ネーミングライツパートナー

平塚市の公共施設の中から、対象施設、愛称及びネーミングライツ料を提案していただく制度です。

お気に入りの施設に愛称を付けて貴社の広告宣伝事業にご活用ください。

ネーミングライツ料は、愛称を付けていただいた施設の維持管理に役立ってます。

年間を通じ、いつでも相談、応募を受け付けています。

対象施設

スポーツ施設や文化施設、公園など主に市民が利用する施設を対象とします。

ネーミングライツを取得したいとお考えになる施設はありませんか。また、具体的な施設は思い当たらなくてもネーミングライツの取得に関心はございませんか。

ぜひお気軽にお問合せください。

市役所資産経営課 電話番号 0463-21-8763

平塚市のネーミングライツ導入施設

- ◆レモンガススタジアム平塚（平塚競技場）
- ◆ひらつか サン・ライフアリーナ（ひらつかアリーナ）
- ◆バッティングパレス相石スタジアムひらつか（平塚球場）
- ◆トッケイセキュリティ平塚総合体育館（平塚総合体育館）
- ◆湘南ベルマーレひらつかビーチパーク by shonanzoen（湘南ひらつかビーチパーク）
- ◆ひらつかタマ三郎漁港（平塚漁港） ◆イシックス馬入のお花畑（馬入・光と風の花づつみ）
- ◆木村植物園湘南ひらつかパークゴルフ場（湘南ひらつかパークゴルフ場）
- ◆ららぼーとおおぞら公園（宮松町おおぞら公園） ◆ららぼーとすこやか公園（宮松町すこやか公園）
- ◆ららぼーと湘南平塚通り（幹道59号天沼宮松町線） ◆ABEMA 湘南バンク（平塚競輪場）
- ◆ひらしん平塚文化芸術ホール（平塚文化芸術ホール）
- ◆「こどもクリニックさいとう」みんなの広場（みんなの広場）
- ◆平塚大神 THE OUTLETS 公園（大神第3公園） ◆THE OUTLETS AVENUE（2号水路）

ネーミングライツのメリット

ネーミングライツは、公共施設の愛称に企業名や商品名等を付けることによる広告効果が期待できることに加え、地域に貢献するという姿勢を明らかにすることにより、企業イメージの向上が図られる取組です。

貴社の得意分野での活動など市民サービスの向上につながる提案も受け付けております。ネーミングライツをご取得いただき、地域貢献企業としての広告宣伝活動を行いませんか。



令和7年5月

平塚市提案型ネーミングライツパートナー募集要項

1 はじめに

本市では、新たな収入を得るとともに企業等と協働して市民サービスの向上や地域の活性化を図るため、公共施設にネーミングライツの導入を進めております。

さらなるネーミングライツの導入を図るため、対象施設自体を愛称や金額とともに提案してもらう手法の提案型ネーミングライツのパートナーを随時募集します。

2 対象施設

(1) スポーツ施設、文化施設、公園など主に市民が利用する公共施設を対象とします。

(2) 次の施設は除きます。

ア 庁舎

イ 小学校、中学校、幼稚園

ウ 平塚市民病院

エ 平塚市聖苑

オ ネーミングライツを既に導入している施設

(①レモンガススタジアム平塚、②バッティングパレス相石スタジアムひらつか、③トッケイセキュリティ平塚総合体育館、④ひらつか サン・ライフアリーナ、⑤湘南ベルマーレひらつかビーチパーク by shonanzoen、⑥ひらつかタマ三郎漁港、⑦イシックス馬入のお花畑、⑧木村植物園湘南ひらつかパークゴルフ場、⑨ららぽーとあおぞら公園、⑩ららぽーとすこやか公園、⑪ららぽーと湘南平塚通り、⑫ABEMA 湘南バンク、⑬ひらしん平塚文化芸術ホール、⑭「こどもクリニックさいとう」みんなの広場、⑮平塚大神 THE OUTLETS 公園、⑯ THE OUTLETS AVENUE)

カ ネーミングライツを既に導入している施設を含む公園

(①平塚市総合公園、②馬入ふれあい公園、③湘南海岸公園)

(3) 上記(2)の施設以外にも施設の特性或愛称名等によりネーミングライツの導入が適さない施設があります。ネーミングライツの導入を推進する施設は、次の『提案型ネーミングライツの導入を推奨する施設の類型』を参考にしてください。市民が利用する公共施設でなくてもネーミングライツの導入が可能な施設もありますので、ネーミングライツの取得を検討する際には、P. 4「9 応募方法等(1) 事前相談」に記しております事前相談を平塚市役所資産経営課に行ってください。

『提案型ネーミングライツの導入を推進する施設の類型』

ア 不特定多数の人が訪れて、利用できる施設

イ 利用者がその施設を利用するか否かの選択をすることができる施設

ウ 市民の生活を潤す(豊かにする)目的を持つ施設

3 ネーミングライツ期間

3年以上の期間で提案してください。原則として、ネーミングライツ期間の始期は、応募いただいた翌年度の4月1日となります。

4 ネーミングライツ料

消費税額及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

5 ネーミングライツ料以外の費用負担

施設名称の標示（看板等）を愛称に変更していただきます。この変更や新設に伴う経費、これらの愛称使用期間における維持修繕に要する経費及びこれらの愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費をネーミングライツパートナーに負担していただきます。

6 応募資格

ネーミングライツパートナーになることを希望する法人は、応募することができます。ただし、平塚市広告掲載要綱第2条第1項第1号の規定にある業種及び事業者に該当する法人は除きます。

7 ネーミング（愛称の命名）等

(1) 愛称についての基本的な考え方

ネーミングライツパートナーが付けることができる愛称は、施設の一般的な呼称であり、市が条例等で定めている施設名称を変更するものではありません。

施設の愛称として、法人名や商品名等を付けることが可能です。

(2) ネーミングの条件

ア 愛称は、呼びやすさ、親しみやすさを重視し、原則として20文字以内で付けてください。

イ 愛称は、平塚市広告掲載要綱第2条第1項第2号の規定に該当しないように付けてください。なお、提案いただいた愛称について、相談を行う場合や施設管理者から愛称に含める文字に条件を付す場合があります。

8 パートナーメリット等

(1) 市の広報紙やホームページ等における施設名称の記載には、原則として愛称を使用します。なお、愛称とともに市が定めている施設名称を併記する場合があります。

(2) ネーミングライツパートナーのホームページ等でネーミングライツパートナーであることを広報することができます。

(3) 各種大会の企画や協賛、地域貢献活動の実施やイベントの企画等について、要望を提案してください。（内容によりご要望に応じることができない場合があります。）

(4) ネーミングライツパートナーは、当該施設のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有します。

9 応募方法等

(1) 事前相談

提案型ネーミングライツの取得を希望する際は、応募する前に必ず事前相談を行ってください。

平日の午前8時30分から午後5時までにあらかじめ電話連絡の上、平塚市役所の資産経営課にお越しく下さい。P. 7の平塚市提案型ネーミングライツ事前相談申込書を記入してお持ちください。

(2) 応募書類の受付

上記(1)の事前相談を行った上、平日の午前8時30分から午後5時までに平塚市役所の資産経営課に応募書類をお持ちください。

(3) 応募書類の作成等

ア 応募書類は、P. 5<応募書類一覧>に記載する書類とします。各1部を提出してください。

イ 応募書類以外に書類の提出をお願いすることがあります。

ウ 応募書類の作成に要する経費は応募者負担とします。

エ 応募書類は返却しません。

10 選考方法等

(1) 選考方法

ア 第1次審査

応募者が応募資格を備えているかについて要件審査を行います。要件を備えている応募者を第2次審査の対象とします。

イ 第2次審査

市の職員である内部委員と外部の有識者によって構成される選考委員会により主に次の項目を審査します。一定以上の評価を得た応募者を契約締結候補者とします。

なお、同一施設に複数応募があったことにより契約締結候補者が複数いる場合には、その中から優先交渉権者を決定します。

(ア) 応募価格

(イ) 契約期間

(ウ) 愛称

(エ) 市民サービス向上に係る提案

(オ) 経営状況

(カ) 企業理念

(キ) コンプライアンスの取組

(2) 審査結果の通知

応募者に文書で通知します。

(3) スケジュール

毎年度9月上旬に締め切り、選考委員会を10月頃に開催し、愛称使用開始は翌4月1日からを予定しています。ただし、応募時期によっては、翌年の選考となる場合があります。

1.1 契約等

契約締結候補者と契約締結に向けた協議を行い、合意が成立した場合は速やかに契約を締結するとともに、愛称名、ネーミングライツパートナー名、契約金額等の公表を行います。契約に至らなかった応募については、公表しません。なお、契約締結候補者が複数いる場合には、優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、契約に至らなかった場合には、次点の契約締結候補者と契約締結に向けた協議を行います。

1.2 ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、1年分を一括して、愛称の使用を開始する日を含めて30日以内（土日祝日を含む。）にお支払いください。

例：愛称の使用期間が令和4年4月1日～令和7年3月31日のネーミングライツ契約

【初年分】 令和4年4月1日～令和5年3月31日分のネーミングライツ料

⇒令和4年4月1日～令和4年4月30日に支払う。

【2年次分】 令和5年4月1日～令和6年3月31日分のネーミングライツ料

⇒令和5年4月1日～令和5年4月30日に支払う。

【3年次分】 令和6年4月1日～令和7年3月31日分のネーミングライツ料

⇒令和6年4月1日～令和6年4月30日に支払う。

<応募書類一覧>

番号	書類名（標題）	備考
1	平塚市提案型ネーミングライツパートナー応募申込書	P. 8（入力フォームは、市のWebサイトに掲載しています。）
2	法人の事業概要を記載した資料	会社案内等
3	法人の定款又は寄附行為	
4	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）	
5	直近3か年の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の財務諸表）	
6	直近の事業報告書	
7	法人の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）	市税、県税、国税について必要です。

* 4及び7については、発行日から2か月以内のものを提出してください。

<問合せ先>

平塚市 企画政策部 資産経営課 資産経営担当

〒254-8686 平塚市浅間町9-1

電話番号 0463-21-8763

ファクス番号 0463-23-9467

e-mail shisan@city.hiratsuka.kanagawa.jp

<市のWebサイト（ホームページ）のURL>

次のURLに募集要項、応募申込書等の様式（入力フォーム）を掲載しています。

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kanzai/naming-rights6.htm>

(入力フォームは、ホームページに掲載しています。)

令和 年 月 日

(提出先)
平塚市長

所在地
法人名
代表者職氏名

平塚市提案型ネーミングライツ事前相談申込書

平塚市提案型ネーミングライツの応募を検討するため、事前相談を申し込みます。

施設名	
愛称名	
金額	年額 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
ネーミングライツ期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年間)
対象施設の 選定理由、 応募の趣旨等	

<事務担当者及び連絡先>

所属・氏名	<所在地>
連絡先	<電話番号>
	<ファクス番号>
	<携帯電話の番号>
	<メールアドレス>

(入力フォームは、ホームページに掲載しています。)

令和 年 月 日

(提出先)
平塚市長

所在地
法人名
代表者職氏名

平塚市提案型ネーミングライツパートナー応募申込書

平塚市提案型ネーミングライツパートナー募集要項に基づき、ネーミングライツパートナーに応募します。

施設名	
愛称名	
金額	年額 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
ネーミングライツ期間	令和 年 月 日から 年間

1 応募の趣意

2 企業理念 (記載したものを別途提出いただければ記入不要です。)

3 コンプライアンスの取組（記載したものを別途提出いただければ記入不要です。）

--

4 パートナーメリットの提案（提案がある場合にご記入ください。）

--

5 市民サービス向上等に係る提案（評価の対象となりますので、ぜひご提案ください。）

--

<事務担当者及び連絡先>

所属・氏名	
連絡先	<所在地>
	<電話番号>
	<ファクス番号>
	<携帯電話の番号>
	<メールアドレス>